

## ご寄附の税制優遇措置のご案内

日頃よりフレンズ・オヴ・アニマルズの活動にご支援ご賛同をいただき、心より御礼申し上げます。

フレンズ・オヴ・アニマルズは、平成27年1月28日より認定NPO法人となりましたので、寄附者の方々は税制優遇措置が受けられます。

個人の方は寄附金控除、企業の方は損金算入枠の拡大が認められています。

所轄税務署での確定申告を行う際に、「寄附金受領証明書」を添付する必要がありますので、大切に保存してください。

詳しい内容は、国税庁のホームページ「寄附金を支出したとき」をご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

また、個人住民税（地方税）についても寄附金控除の対象となる場合があります。詳しい内容は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

フレンズ・オヴ・アニマルズは、これからも尽力する所存でございます。今後とも、末永くご支援・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 フレンズ・オヴ・アニマルズ

〒194-0201 東京都町田市上小山田町164番地2 舘田方

TEL : 090-4431-5299 FAX : 042-797-6388